

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成31年1月16日 13時00分ごろ
発生場所	石川県志賀町海士埼西方沖 海士埼灯台から真方位270° 19海里付近 (概位 北緯37° 08.9' 東経136° 16.5')
事故の概要	漁船 ^{だいろくさかえ} 大六栄丸は、操業中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	令和元年5月7日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 大六栄丸、6.6トン IK2-5086（漁船登録番号）、個人所有 第244-16518号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約2m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、底引き網漁の操業中、船長が船体振動を感じ、プロペラ軸にロープが巻き付いたのではないかと考えたが、操業を継続し、約7時間後に入港した後、船長によってプロペラ軸に巻き付いたロープ（直径約30mmの化学繊維製）が発見されて取り除かれた。</p> <p>船長は、後日出港して操業中、13時00分ごろ、警報ランプが点灯して機関が停止したので、機関室を確認したところ、船尾管軸封装置（以下「本件装置」という。）から浸水していることに気付いた。</p> <p>船長は、本事故後、ビルジ高位警報装置の配線が切断していたことに気付いた。</p>
分析	本船は、プロペラ軸にロープが巻き付いた状態で運航を続けたことから、本件装置が破損し、後日操業中に機関室に浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、プロペラ軸にロープが巻き付いた状態で運航を続けたため、本件装置が破損し、後日操業中に機関室に浸水したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船体の異常に気付いた場合には、早期に調査を実施することが望ましい。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 機関室の見回りを定期的に行い、異常の早期発見に努めること。・ ビルジ高位警報装置の点検を行うこと。 |
|--|--|